

意見照会およびパブリックコメント：「土木設計業務等の電子納品要領(案)機械設備工事編」策定に係る意見

	該当箇所		頂いた主な意見	対応案（国土交通省の考え方）
	頁 (本文) (付属)	項 目		
1	本2	2フォルダ構成	「なお、DTDファイルもこのフォルダに格納するものとする。」は、本文に「各管理ファイルを規程するDTDも該当フォルダ（図2-1参照）に格納する」内容が重複するため削除する。	ご指摘の通り、削除します。
2	本3	2フォルダ構成	フォルダ名を日本語表記にできないか。（例：「DRAWING」「図面」）	日本語表記については、電子納品全体の課題であるため、他分野との整合を図ります。
3	本4	3-1業務管理項目(1/2)- 場所情報	「河川コード仕様書」を使用し河川名を特定できるコードを指定する必要がある。	河川コード仕様書の追加対応は、平成16年度以降に検討予定としています。
4	本5 本7 付3-3	3-1業務管理項目(2/2)- 場所情報	「北側境界座標緯度」、「南側境界座標緯度」において、対象領域で南半球を想定しているが正しいのか。 南半球を想定するのであれば、「西側境界座標経度」、「東側境界座標経度」に「東経」、「西経」の場合を追加する必要がある。	対象領域が南半球になる場合を想定して項目を設けています。なお、「西側境界座標経度」、「東側境界座標経度」に対象領域が西経となる場合の説明を追記します。
5	本5	3-1業務管理項目	「施設情報」欄は複数記入可能か。複数施設の修繕工事に対応可能か。	「施設情報」欄を複数記入できるよう修正します。
6	本10	4ファイル形式 【解説】3～5行目	「設計図書に規定する成果品のうち報告書、数量計算書、設計計算書、概算工事費、施工計画書等の文章、表、図で構成される電子データファイルである。」という記述は、「2.フォルダ構成」で定義しており、内容重複のため削除する。	報告書ファイルの定義のため、ファイル形式に関する記述は必要と考え、現状の通りとします。
7	本10	4ファイル形式	「…今後XMLへの以降を考慮する。」とあるが、具体的には報告書ファイルを作成するときに何を考慮すればよいのか。	XMLへの移行は将来的な事項のため、本要領（案）からは削除します。
8	本15	7電子媒体	CD-Rの使用が原則となっているが、MOの使用は認めないのか。	データの書換えが可能な電子媒体を認めていませんので、現状の通りとします。
9	本16	7-2電子媒体の表記規則	ラベル作成の記述に、主任監督員、管理技術者の署名する旨の記載がない。	署名については、要領(案)では記述していません。記述しているラベルは記入例であり、署名欄の対応は、発注機関ごとに異なる場合があります。
10	本18	8-1ウイルス対策	「電子媒体の表面には、「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス（パターンファイル）の定義年月日またはパターンファイル名」、「チェック年月日（西暦表示）」を明記する。」と、「7-2電子媒体の表記規則【解説】」とは内容重複のため削除する。	7-2 電子媒体の表記規則【解説】の記述を「ウイルス対策の詳細は、「8-1ウイルス対策」に示す」と修正します。
11	本20	8-3電子化が困難な資料の取り扱い	「スキャナ等でできるだけ電子化を図るものとし、電子化が困難な場合は請負者・発注者間で協議する。」というように具体的な記述が必要ではないか。 また、「受発注者間で事前に協議する。」となっているが「工事完成図書の電子納品要領（案）機械設備工事編」と整合を図り「請負者・発注者間で協議する。」に修正する。	電子化が困難な資料の取り扱いは、解説に具体的な項目を示しているため、現状の通りとします。記載内容を「発注者、受注者で協議し決定する。」に統一します。
12	付1-3	業務管理ファイルのDTDの構造	住所コード+ 住所コード* とすべきではないか。	「住所コード」の項目は、必須記入となっており、複数記入可能な項目のため、現状の通りとします。
13	付1-3	業務管理ファイルのDTDの構造	住所+ 住所* とすべきではないか。	「住所」の項目は、必須記入となっており、複数記入可能な項目のため、現状の通りとします。
14	付3-3	付属資料3 場所情報の記入方法 4)境界座標	要領（案）3-1 業務管理項目【解説】(E) 境界座標の取得精度について と重複するため削除する。	付属資料だけでも理解できるよう、現状の通りとします。
15	全般	付属資料	他の分野では、「付属資料- 管理項目の記入方法」があるが、「機械設備工事編」にはない。	管理項目の記入方法は、本文の管理項目と付属資料のXML記入例により対応可能のため、現状の通りとします。
16	全般	付属資料	他の分野では、「付属資料- 報告書ファイルのPDF形式への変換について」があるが、「機械設備工事編」にはない。	報告書ファイルの取扱いについては本文に記載していますので、現状の通りとします。

意見照会およびパブリックコメント：「土木設計業務等の電子納品要領(案)機械設備工事編」策定に係る意見

	該当箇所		頂いた主な意見	対応案（国土交通省の考え方）
	頁 (本文) (付属)	項 目		
17	全般	普及支援	土木分野及び電通分野では、説明会等が各地整で行われている。機械設備についても必要だと思う。	平成16年度以降の検討予定としています。
18	全般	チェックシステム	土木編及び電通編では、電子納品のチェックシステムがあり、成果品が各種要領のとおり正しく入力されているか確認できるようになっている。機械でもチェックシステムを整備してほしい。	機械設備工事編のチェックシステムは平成16年度に開発予定としています。